日本国際看護学会 教育活動・研修委員会 規程

第 1 条 (名称)

日本国際看護学会は、会則第 13 条にもとづき、理事会のもとに教育活動・研修委員会(以下、委員会という)を置く.

第 2 条 (目的)

委員会は、世界の健康ニーズに対し貢献ができる国際看護の専門家を育成し、国際看護の専門性の 追求をするための生涯教育を支援することを目的とする.

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う.

- (1) 健康問題を世界的な影響から理解するための知識・技術を修得するための活動
- (2) 国際看護の知識と技術を基盤とし、対象者及び学生に対する支援・指導力を高めるための活動
- (3) 国際社会における課題・問題を理解するための活動
- (4) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長1名を含む計6名程度で構成する.委員長には理事を充てる.委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る.委員の任期は原則として3年とする.ただし、再任は妨げない.

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する.委員会は、委員 の過半数以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事 を決する.

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける.研修会参加者から参加費を徴収する。参加費は別に定める。

第7条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第8条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める.

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する.